

# ストックホルム条約対象貨物の仮陸揚げ行為の特例等に関する 輸出規制の見直しに係る事前評価書

## 1. 政策の名称

ストックホルム条約対象貨物の仮陸揚げ行為の特例等に関する輸出規制の見直し

## 2. 担当部局

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易管理課長 東條 吉朗

電話番号：03-3501-0538 e-mail：bouekikanri-pb@meti.go.jp

## 3. 評価実施時期

平成26年5月

## 4. 規制の目的、内容及び必要性等

### (1) 規制の目的

我が国が締結した条約その他国際約束等により輸出管理が求められる貨物の輸出については、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）に基づき、経済産業大臣の承認を受けることを必要としており、具体的には、①ストックホルム条約、②ロッテルダム条約、③麻薬新条約、等により輸出管理が求められる貨物の輸出について、輸出規制を実施することにより我が国経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

### (2) 規制の内容

①ストックホルム条約対象物質の仮陸揚げ行為の特例の導入、②ロッテルダム条約対象物質との整合性の確保、③国内他法令との二重規制の撤廃、を行うため、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）の改正を行う。

具体的には、①ストックホルム条約対象物質の仮陸揚げ行為（機体等から機体等への積み替え行為）について同令第4条第2項第1号に基づき第2条第1項第1号の経済産業大臣による承認を要さないこととする、②ロッテルダム条約対象物質との整合性の確保の観点から同令別表第二の35の3の項の対象品目から石綿等を含有する製品を削除する、③麻薬等の規制を国内他法令に一元化する観点から同令別表第二の42の項の対象品目を削除する、の改正を行う。

### (3) 規制の必要性

本改正は、諸外国に倣った国際的な制度調和及び事業者負担軽減の観点から、改めて輸出規制について検証を行い見直すこととした。

### (4) 法令の名称・関連条項とその内容

経済産業大臣による承認を要しない特例規定は輸出令第4条第2項（上記（2）の①関係）に、輸出令第2条第1項に基づく経済産業大臣による承認を要する貨物は同令別表第二（上記（2）の

②、③関係)に、規定されている。

- 外為法第48条第3項
- 輸出令第2条第1項、第4条第2項
- 輸出貿易管理令の運用について

(5) 影響を受け得る関係者

以下の4者が、本改正によって影響を受けると想定される。

- 国際貨物輸送事業者
- 輸出規制廃止品目の輸出者
- 国民(消費者・一般事業者)
- 行政機関(輸出規制の審査・検査業務等を行う部局等)

#### 5. 想定される代替案

今回の措置は、国際条約との制度調和及び国内法令との二重規制の撤廃の観点から規制緩和を行うものであり、従来の規制手法等の措置枠組みそのものには及んでいない。そのため、代替案は検討しない。

## 6. 規制の費用・便益

本改正案の実施により、関係者に如何なる影響（費用、便益）が及ぶかについての具体的な比較は以下のとおり。

	費用	便益
国際貨物輸送事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 特になし</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 承認申請手続きに係る作業コストの軽減</li><li>● 組織内の輸出管理体制の縮小</li><li>● 販売戦略への影響（従来、積み替え時に承認申請を必要としていたところ、積み替えに係る特例（経済産業大臣による承認を要しない。）が導入されることによりこれまで以上に貿易の円滑化が図られる。）</li></ul>
輸出規制廃止品目の輸出者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 特になし</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 承認申請手続きに係る作業コストの軽減</li><li>● 組織内の輸出管理体制の縮小</li></ul>
国民（消費者・一般事業者）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 特になし</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 承認申請手続きに係る事業者の作業コストが軽減することで、間接的な影響として、上記事業者の便益が他の輸出品の価格低下に還元され、費用負担が低減する可能性がある。</li></ul>
行政機関（輸出規制の審査・検査業務等を行う部局等）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 当該改正について関係業界に周知する必要が発生。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 国際的な制度調和により、我が国経済の健全な発展に寄与する。</li><li>● 承認対象外となった品目に係る審査・検査業務の軽減</li></ul>

## 7. 政策評価の結果

上記分析のとおり、今般の措置は、輸出規制品目に係る特例の導入、輸出規制品目の削除といった規制緩和措置となっており、事務コストの軽減等及び輸出機会の増大等や国民社会にとって外国貿易及び国民経済の健全な発展に資するという便益があり、更に行政機関（輸出規制の審査業務等を行う部局等）にとっても審査業務等が不要となるという便益がある。一方、行政機関については、本改正に係る関係業界への周知業務が発生するが、その費用は限定的なものと考えられる。これらを踏まえ、本改正案を導入することは妥当であるといえる。

## 8. 有識者の見解その他の関連事項

国内の国際貨物輸送事業者より、諸外国との国際的な制度調和の観点からの仮陸揚げ行為に係る特例の見直しの要望がなされている。

## 9. レビューを行う時期又は条件

概ね3年に一度開催されるストックホルム条約締約国会合等における関連決議等の結果を踏まえ、必要な制度見直しの検討を行っていく予定である。